

PFASに係る法規制等について

北九州市環境局
環境監視部環境監視課
水質土壌係



本日の内容

1 PFASについて

- (1) PFASとは
- (2) 現在の規制について
- (3) 令和7年度の法改正等について

2 事故時の措置について



1 PFASについて

(1) PFASとは



有機フッ素化合物(PFAS)とは

有機フッ素化合物のうち、ペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物を総称して、PFAS(ピーファス)と呼び、一万種類以上あるとされている物質である。

PFASの例

PFOS(ピーフオス)：ペルフルオロオクタンスルホン酸

PFOA(ピーフォア)：ペルフルオロオクタン酸



性質

○PFASの物性は炭素鎖の長さ等で大きく異なる。

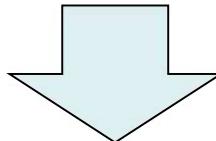
○強く安定した炭素-フッ素結合を持ち、加水分解、光分解、微生物分解及び代謝に対して耐性がある。

○PFASの一種である、PFOS、PFOAは、化学的安定性、撥油性、撥水性などの有用な性質を持つ。
→幅広い用途で使用してきた。



健康影響

PFOS及びPFOA は、動物実験では、肝臓の機能や仔動物の体重減少等に影響を及ぼすおそれが指摘されており、人においてはコレステロール値の上昇、発がん、免疫系等との関連が報告されている。



どの程度の量が身体に入ると影響が出るのかについては十分な知見はない。

そのため、現在も国際的に様々な知見に基づく基準値等の検討が進められている。



1 PFASについて

(2) 現在の規制状況について



環境未来都市 北九州市

国内の規制

POPs条約の対象物質になったことを受け、国内でも「**化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)**」に基づき製造・輸入等を原則禁止としている。

PFOS:2010年4月に化審法の第一種特定化学物質に指定され一部の用途を除き製造・輸入等を禁止
2018年の化審法政令改正により、全ての用途で製造・輸入等を原則禁止

PFOA:2021年に化審法の第一種特定化学物質に指定され製造・輸入等を原則禁止

PFHxS:2024年に化審法の第一種特定化学物質に指定され製造・輸入等を原則禁止



水道水中での目標値

PFOS及びPFOAは令和2年4月1日に、水道水中での検出の可能性があるなど、水質管理上留意すべき「**水質管理目標設定項目**」に位置づけられ、同時に目標値が設定された。

目標値(暫定)

50ng/L以下

PFOS及びPFOAの合算値

※令和8年4月1日から水質基準値に改正



水環境中の指針値

令和7年6月30日付で指針値(暫定)から指針値となった。
この指針値は公共用水域及び地下水に適用される。

指針値

50ng/L以下

PFOS及びPFOAの合算値

※超過した場合は環境省が出している「PFOS 及びPFOA
に関する対応の手引き(第2版)」に従って対応を実施する。

<https://www.env.go.jp/content/000073850.pdf>



1 PFASについて

(3) 令和7年度の法改正等について



水道法に係る改正

令和7年6月30日に公布された「水質基準に関する省令の一部を改正する省令」及び「水道法施行規則の一部を改正する省令」によって以下のとおり改正される。

- ①水質基準に関する省令について、PFOS及びPFOAに係る基準を新たに設定する。

目標値(暫定)50ng/L以下 → **水質基準 50ng/L以下**

- ②水道事業者等に対して、水質検査の実施及び基準を遵守する義務が新たに課される。

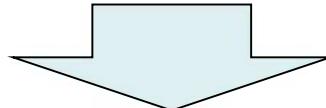
施行日:令和8年4月1日施行



水環境中の指針値に係る改正

令和7年6月30日付「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について(通知)」によりPFOS及びPFOAの基準が指針値(暫定)から指針値に改正された。

指針値(暫定) 50ng/L



指針値 50ng/L

※PFOS及びPFOAの合算値

適用日:令和7年6月30日



要調査項目リストの改訂

令和7年9月29日に要調査項目の改訂が行われアクリロニトリル等15物質が新たに追加された。

そのうち7物質がPFASであり、具体的な物質名は以下のとおりである。

- ・ヘキサフルオロプロピレンオキシドダイマー酸
(別名:HFPO-DA)
- ・ペルフルオロノナン酸(別名:PFNA)
- ・ペルフルオロブタン酸(別名:PFBA)
- ・ペルフルオロブタンスルホン酸(別名:PFBS)
- ・ペルフルオロヘキサン酸(別名:PFHxA)
- ・ペルフルオロヘプタン酸(別名:PFHpA)
- ・ペルフルオロペンタン酸(別名:PFPeA)



国外の動向

2025年4月28日～5月9日の日程でストックホルム条約、バーゼル条約及びロッテルダム条約締約国会議が、ジュネーブ(スイス連邦)において合同開催された。

ストックホルム条約締約国会議において、「クロルピリホス」、「中鎖塩素化パラフィン」及び「**長鎖ペルフルオロカルボン酸(LC-PFCA)とその塩及びLC-PFCA関連物質**」の条約附屬書Aへの追加が決定され、製造・使用、輸出入の原則禁止となつた。

「長鎖ペルフルオロカルボン酸(LC-PFCA)とその塩及びLC-PFCA関連物質」はPFASの一種で、**炭素数9-21のものが規制の対象となつた。**



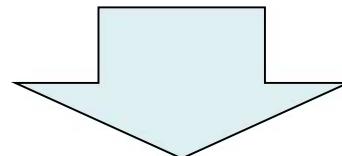
2 事故時の措置について



環境未来都市 北九州市

水質汚濁防止法における義務

PFOS及びその塩並びにPFOA及びその塩は水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令(令和4年政令第396号)で、水質汚濁防止法第2条第4項に規定する「**公共用水域に多量に排出されることにより人の健康もしくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質**」(指定物質)に追加された。



事故等により、指定物質が公共用水域に排出、または地下に浸透し、人の健康または生活環境に被害を生じるおそれがあるときは直ちに、応急の措置を講ずるとともに、講じた**措置の概要を都道府県知事等に届け出なければならない**。(水質汚濁防止法第14条の2第2項)



届出義務者

PFOS等含有泡消火剤を保有・設置している**すべての事業者**

※保有している泡消火剤がPFOS等を含有しているかについては

以下のホームページをご確認ください。

(社)日本消火器工業会HP <https://www.jfema.or.jp/>

(一社)日本消防装置工業会HP <http://www.shosoko.or.jp/>

届出義務が生じる例

- ・地震等により消火設備が破損したことにより流出した場合
- ・点検時等の誤操作により流出した場合
- ・設備の老朽化により、設備が破損し流出した場合



流出時の対応について

- 流出時は直ちに応急措置(土嚢の積み上げ等による公共用水域への排出または地下への浸透の防止等)を講ずる。
- 速やかに北九州市環境局環境監視課に報告する。
(093-582-2290)
- 応急措置等に使用した土嚢等はPFOS等含有の産業廃棄物となるため、「廃掃法」並びに「PFOS及びPFOA含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」等に従って適切に処理する。



使用時の協力依頼

PFOS 等が使用(消火活動)に伴って排出される場合は、法における事故の概念に馴染まないため、**事故時のような届出の義務はありません。**

しかしながら、消火活動により PFOS 等含有泡消火薬剤が使用され、PFOS等の公共用海域等への排出があった場合、以下の情報を北九州市環境局環境監視課までご連絡お願いいたします。

- ① 使用日時、場所
- ② 使用量、環境中への排出量
- ③ 排出先(河川名、海域名、地下浸透等)
- ④ 連絡先



ご清聴ありがとうございました



環境未来都市 北九州市